

9月号

おおもり 青色便り



No.0667

一般社団法人 大森青色申告会

令和3年9.1

受けよう 「帳簿の確認！」



10月は記帳確認月間です！
 (完全予約制)

当会では、毎年10月上旬に『記帳確認月間』として帳簿の確認を行っています。帳簿が出来ていないと、確定申告の時に何度も来所することになってしまったり、65万円の青色申告特別控除の否認や、消費税の軽減税率対象物品を取り扱う方の課税仕入等が否認されてしまう場合もあります。特に、以下に該当する方は必ずこの期間にお越しください。また、この期間に記帳確認を受けられた方には「記帳確認証」をお渡しいたしますので、帳簿等に貼り付け、帳簿と共に保管してください。

- 期間：令和3年10月1日(金)～10月15日(金) *土・日曜日を除く
 時間：10時・11時・13時・14時・15時の枠で予約制
 会場：(一社)大森青色申告会
 持ち物：記帳している帳簿(弥生のデータ可)
 予約先電話：03-3771-8859
 対象者：①消費税の課税事業者
 ②青色申告特別控除65万円の希望者、新規入会者
 ③会計ソフト使用者
 ④その他記帳確認が必要な方



正しい決算申告は
毎日の記帳から



「記帳確認くやよい入力」の巻

記帳確認期間に記帳確認を受けた方に差し上げている「記帳確認証」シール↓です。



帳簿等に貼り付け、帳簿と共に保管してください。

住宅に関する無料相談会を開催しています！

大森青色申告会では、住宅建築や土地活用に豊富な実績を持つ、パナソニックホームズ並びに旭化成ホームズと連携し、会員の皆様の経営と生活の基盤となる家づくりや、土地建物の資産活用の支援となるよう、「新築・建て替え」「修繕(お手入れ)・リフォーム」「不動産管理・売却」の個別相談会を下記日程のとおり開催しております。

新築する・建て替える・リフォームする・売る・貸す

- ✓何かする前に相談してみよう！
- ✓最初はお話するだけでもOK！
- ✓具体的な相談もOK！
- ✓会員様向けの特典についてのご相談もOK！



☆お気軽に相談できる相談会です！！

【開催日時】 9/16(木) 10/21(木) 11/18(木) 12/16(木) 1/20(木)
各日10時～16時

ご予約は、当会事務局までお願いします。 ☎03-3771-8859

東京都が行う『月次支援給付金』のご案内

東京都では、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上額が減少した都内事業者の事業の継続・立て直しに向け、国が行う月次支援金とは別に、東京都が月ごとに給付金を支給する制度があります。

【特徴】

- ・対象者は国の月次支援金と基本的に同じですが、東京都では月間売上30%以上減少であれば対象です。
- ・酒類販売事業者は給付金が加算されています。

【月次支援給付金HP】



【申請期間】

令和3年7月1日(木)から同年10月31日(日)まで

【ご注意】

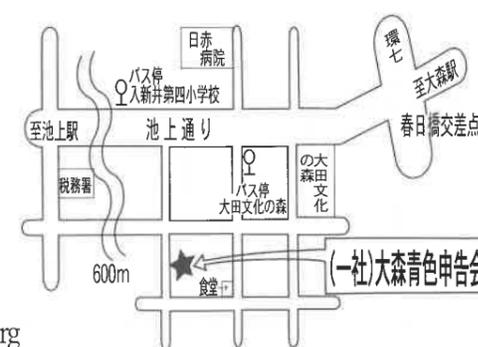
- ・国が行う月次支援金と異なり、登録確認機関の『事前確認』は不要です。
- ・法令等の制限があるため、当会では申請手続き等のお手伝いは一切行っておりません。
- ・お問い合わせや詳細は、右記HP又は東京都月次支援給付金事務局へお電話願います。TEL：03-6740-5984

夏季休暇のお知らせ

9月21日(火)、22日(水)、24日(金)は、当会の夏季休暇とさせていただきます。会員の皆様方にはご不便をお掛けいたしますが、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭
 大田区中央3丁目10-18
 TEL：03(3771)8859
 FAX：03(3773)6388
 Eメール：aioiro-o@nifty.com
 URL：https://www.oomori-aioiro.org



予約制 事務局に申込み
 時間 申込順で30分位
 無料法律相談日
 9月9日(木)・30日(木)
 住宅相談
 パナソニックホームズ
 9月16日(木)
 保険の相談
 ご希望の方は事務局迄

着任のあいさつ

大森税務署長

金澤 節男



初秋の候、一般社団法人大森青色申告会の皆様方には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動で東京国税局調査部から参りました金澤でございます。前任の名取署長同様、よろしくお願い申し上げます。

貴会におかれましては、徳永会長をはじめ、役員の皆様並びに会員の皆様方に、確定申告の「青色コーナー」への従事をはじめ、会員の方々に對する適正な申告や自宅等からのe-Tax申告の一層の推進など様々な活動を通じて、青色申告の普及・拡大や納税道義の高揚に多大な貢献をしていただくとともに、私ども税務行政の運営について、深い御理解と多大なる御協力を賜っておりますことに対し、衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境が経済取引の国際化・ICT化により大きく変化する中、国税庁の使命を十分に果たすためには、納税者の利便性向上に向けた取組を進める必要があります。スマホ申告、キャッシュレス納付などの申告・納税手続の利用拡大をさらに推進したいと考えております。

また、消費税のインボイス制度に關しては、本年十月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

今後とも、これらの周知・広報に取り組んでまいります。引き続き、皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、大森青色申告会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心より祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



事務局からのお知らせ

当会では、新型コロナウイルス感染予防対策を万全にして、全てのご相談について完全予約制にてご対応しております。ご来所される際に、マスクの着用・手指の消毒・検温をお願いしております。ご不便をお掛けしておりますが、会員皆様並びに職員の健康を守るため、ご理解ご協力いただきますよう宜しくお願いいたします。

記帳確認以外の記帳相談を受ける方、月次支援金の事前確認等を受ける方、本年特殊な取引(大きい金額の取引等)があった方は、必ずお電話にてご予約ください。(TEL:03-3771-8859)

相談時間 午前:10時・11時 午後:1時・2時・3時 営業時間 午前9時~午後5時

※土日祝及び9/21、9/22、9/24は当会の休業日です。

持ち物 記帳相談の方:手書きの方は記帳している帳簿書類、弥生会計ソフトの方はノートPC又はUSB等のデータ、その他会計ソフトの方はノートPCと、その他必要と思われるもの

月次支援金事前確認の方:当会HP『月次支援金』についてのお知らせをご覧ください

特殊な取引がある方:契約書・領収書・請求書・その他明細書等(事前にお電話でお尋ねください)

注意 新型コロナウイルスによる緊急事態宣言や、その他の要請・事情等により、やむを得ず相談日時を変更する場合がございます。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

都税事務所からのお知らせ

9月は、固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

9月30日(木)までに、6月にお送りした納付書でお納めください。口座振替、スマートフォン決済アプリ、金融機関・郵便局のペイジー対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング及びATMのほか、パソコン・スマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方については、申請により1年間納税を猶予する制度があります。詳細は、HPまたは下記問合せ先へ。

問:所管の都税事務所

マル経融資のご案内

安心な国の融資制度

「マル経融資」

をご存知ですか?

◎マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづく、日本政策金融公庫の無担保・保証人不要(信用保証協会の保証も不要)の融資制度です。

【限度額】二千万円

【利率】一、二二%

(二〇二二年八月四日現在)

【融資対象】

従業員二〇人以下(宿泊業、娯楽業を除く商業・サービス業五人以下)の法人・個人

【使途】

事業資金(運転・設備資金)

【返済期間】

運転資金 七年以内

◆審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。

※大田区より当初三年間、支払利息の四〇%が補助されます。

※一定の要件を満たす設備資金については右記金利より当初二年間〇.五%引下げとなります。

※この融資限度額及び返済期間の取扱いは、二〇二三年三月三十一日、日本政策金融公庫受付分までとなります。

◎経営上でお悩みの時

窓口専門相談をご利用ください

・法律相談・税務相談・労務相談

《予約制・無料》

※本相談は、経営に関する相談に限定しております。

※会員非会員問わずご利用いただけます。

◎ご相談・お申し込みは、

東京商工会議所 大田支部

大田区南蒲田一ノ二十ノ二十

大田区産業プラザ五階

電話(三七三四)一六二二

◆消費税のインボイス制度について◆

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。

適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

なお、登録申請書の提出が可能となるのは、令和3年10月1日(金)以降になります。

※売手である登録事業者は、①適格請求書(インボイス)を交付及び②交付したインボイスの写しの保存が必要となります。

※買手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として適格請求書(インボイス)等の保存が必要となります。

詳細は、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

【QRコード】



個人課税第1部門統括国税調査官 中里 英樹



この度の異動で大森署勤務となりました。

(一社)大森青色申告会の皆様には、日頃から税務行政に対して多大なるご協力を頂きありがとうございます。

大森署は初めての勤務となりますが、一日も早く慣れ、貴会との連携・協調を深めていきたいと思っておりますので、前任の滑川同様どうぞよろしくをお願いいたします。

前任地 局査察部 資料情報課
出身地 岩手県
趣味 スポーツ観戦